

23港湾春闘情報(4)

1. 23港湾春闘は、3月28日(水)13時30分から芝浦サービスセンター会議室(東京港)において22春闘第3回中央港湾団交を開催し、組合側は、業側に前回団交の修正回答を求めた。
2. 業側は、個別賃上げを円滑に進めるよう「価値創造のための転嫁円滑化政策」の推進について関係船社や元請に要請文書を近日中に発出すると回答した。
組合側はこれに対して遅いが、一定の評価とした。しかし、全体として個別対応などの回答は撤回すべきだと反論した。また、同時に次回交渉でこれ以上の進展が望めないことから、行動の自由の留保を宣言した。
業側は、団交解決を促進させるために次回団交前に事務折衝を求めてきた。
組合側は、事務折衝は了承できるが、行動の自由の留保を宣言した以上、次回交渉日程を決めないと交渉の促進にならないと主張した。
その後、業側は、組合の主張を理解して次回第4回中央港湾団交を4月12日(水)14時00分から行なうこととした。
3. 4月5日の第3回賃上げ共闘会議では、各単組の取り組み状況を確認し共有した。現段階では、大手企業の労働組合は、要求額の満額回答が出て、大幅賃上げになっているものの、中小企業の労働組合では、まだまだ、大幅賃上げには程遠い状況であると認識した。
4. 同日の戦術委員会では、各単組の交渉状況を踏まえて、大幅賃上げを獲得するための産別での押し上げと夕刻からの「23 港湾春闘総決起集会」で各単組・各地区港湾への結集を呼びかけることを確認した。
5. 「23 港湾春闘総決起集会」は、95ヶ所でのリモート視聴とマスコミ関係6社が取材を行った。
6. 4月6日現在で妥結している単組は、以下の通り。
 - ・ 全日通 ① 要求書提出は2月13日(月)、賃金13,700円の増額、一時金年間(夏季・年末合わせて)5ヵ月、生活の維持向上。定昇も含め取り組む。
 - ② 3月16日妥結。賃金10,550円(税込み/4%)、一時金は年間3,500ヵ月(夏、1,750ヵ月・冬、1,750ヵ月)

以上